アイネス消費生活情報 No.156 2017.5.29 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

エステティックサロン 一括払いは避けて

《事例》1年間の脱毛エステを60万円で契約し、現金で支払った。数回施術を受けた3ヶ月後、店から「しばらく休むことになった。希望があれば返金する」とメールがきた。しばらくやり取りをして、50万円ほど振り込みで返金してもらう約束を交わした。しかし2ヶ月たっても振り込みはなく、業者とは連絡が取れなくなった。

【アドバイス】業者は廃業すると思われますが、連絡が取れなければ返金の交渉はできません。特に現金等で支払い済みの場合は、被害の回復は難しい場合がほとんどです。長期で高額な契約を一括払いで結ぶことは避け、サービスを受けるたびに代金を支払ったり、割高でもクレジットの分割払いにしたりしましょう。金額や支払い方法、契約内容を事前によく考えて契約することが大切です。

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています! Facebook に登録していなくても、見ることができます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

https://www.facebook.com/oita.iness

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

申込先 iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス消費生活情報 No.157 2017.6.13 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

はがきによる架空請求 送り主へ連絡せず、まず相談を

《事例》「消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。契約会社から料金が支払われていないという訴えがあったため、期日までに連絡がない場合、給料や不動産を差し押さえると書いてあった。身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと、相談窓口の電話番号が記載されていた。全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。

【アドバイス】料金を滞納すれば、まず業者から督促状が届きます。その後、業者が訴訟などの法的手続きをした場合は、裁判所から特別送達で書面が届きます。請求者は架空請求ハガキを送りつけ、慌てて連絡してきた人をターゲットに支払いを強要します。さらに「訴訟」「差し押さえ」などの裁判をイメージさせる言葉を使用し、「訴訟管理センター」といった公的な機関を装って相手を信じ込ませようとすることがあります。記載されている連絡先には決して電話せず、心配であれば早急に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています! Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

申込先 iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.158 2017.7.11 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■ 詐欺被害相談サイト 解決かたる悪質業者も

消費者庁が「詐欺被害相談をかたる悪質事業者に関する注意喚起」をしています。各地の消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

《事例》「有料動画サイトの未納料金が発生しています。連絡がなければ法的手続きに移行します」というメールが届いた。身に覚えがなく、記載された連絡先をインターネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」というウェブサイトが表示された。相談してみようと連絡したところ、「お客さまに代わって有料動画サイトの事業者と交渉します。今回は5万4千円で承ります」と言うので契約した。契約料金を支払った後、相談サイトから「1社とはけりがつきましたが、数社から請求があります。他の請求を取り消すには、あと5万4千円必要です」とさらに連絡があった。どうしたらよいか。

【アドバイス】有料動画サイトの未納料金を請求するというのは、典型的な詐欺の手口です。 身に覚えがなければ、記載されている番号へ連絡しないようにしましょう。「詐欺被害の相 談サイト」と称するウェブサイトについては、詐欺被害の解決をかたる悪質な事業者が存在 しますので、十分注意してください。

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話: 097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス消費生活情報 No.159 2017.7.13 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

アイネス消費者教育夏休み講座 開催!

アイネスでは、消費者の方が自主的かつ合理的に行動できるよう、ライフステージに応じた消費者教育を行っています。その一環として、夏休み期間【8月24日(木)まで】に、日々のくらしに関わる教材で楽しく学べる講座を開催します。夏休みの自由研究にもぴったりの講座です。ご家族で楽しく学んでみませんか。

期間中はワークショップや施設見学などを行います。催しに合わせて 1 歳から就学前のお子様の託児サービスも利用できます (無料・要予約・人数制限有)。オリジナル啓発グッズのプレゼントもあります。ご家族やお知り合いの方々お誘い合わせの上、お早めにお申し込みください。応募多数の場合、抽選もしくは先着順になることがあります。

主なイベント 定員20名程度

【ワークショップ】場所:アイネス 大分市東春日町1の1

7月25日(火)午前10時30分「蜜蝋キャンドルを作ろう!」 材料費300円が必要です。

7月25日(火)午前11時30分「貯金箱を作ろう!」

8月1日(火)午前10時「ピコピコキャタピラを作ろう!」

8月3日(木)午後1時30分「LEDライトを作ろう!」 材料費千円が必要です。保護者同伴でお願いします。

8月8日(火)午前10時30分「食品添加物使ってスライムを作ろう!」

8月24日(木)午後2時「ハギレでフラワーマグネットを作ろう!」

8月24日(木)午後3時30分「ハギレで万華鏡を作ろう!」

【施設見学】場所:大分県畜産公社 豊後大野市犬飼町田原1580の29

8月22日(火)午前10時「食肉処理施設を見学しよう!」 開始10分前までに現地集合、見学終了後現地解散となります。

お申し込みはこちらの申込受付フォーム、または下記連絡先からお願いいたします。

https://www.egov-oita.pref.oita.jp/DF2LZQfp

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.160 2017.7.26 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

アイネス消費者教育夏休み講座 定員まで残りわずか!

アイネスでは、今週から夏休みの自由研究にぴったりの講座を開催中です。

開催した講座では、みなさまから「楽しかった」「次も参加したい」など嬉しいご意見を 頂いております。

先日のメールマガジンでもご案内いたしましたが、定員まで残りわずかとなっています。 お早めにお申し込みください。

催しに合わせて1歳から就学前のお子様の託児サービスも利用できます(無料・要予約・人数制限有)。オリジナル啓発グッズのプレゼントもあります。応募多数の場合、抽選もしくは先着順になることがあります。

現在受付可能なイベント 定員20名程度

【ワークショップ】場所:アイネス 大分市東春日町1の1

- 8月1日(火)午前10時「ピコピコキャタピラを作ろう!」
- 8月3日(木)午後1時30分「LEDライトを作ろう!」 材料費千円が必要です。保護者同伴でお願いします。
 - 8月24日(木)午後2時「ハギレでフラワーマグネットを作ろう!」
 - 8月24日(木)午後3時30分「ハギレで万華鏡を作ろう!」

【施設見学】場所:大分県畜産公社 豊後大野市犬飼町田原1580の29

- 8月22日(火)午前10時「食肉処理施設を見学しよう!」 開始10分前までに現地集合、見学終了後現地解散となります。
- お申し込みはこちらの申込受付フォーム、または下記連絡先からお願いいたします。

https://www.egov-oita.pref.oita.jp/DF2LZQfp

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話: 097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.161 2017.9.5 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

「もうかる投資」勧誘 悪質商法、信用しないで

不確かな誘い文句で金融商品への投資を勧める悪質商法が急増しています。 「投資すればもうかる」と言われても、安易に信用しないでください。

《事例》

インターネットや会員制交流サイト(SNS)で、外国為替証拠金取引(FX)、バイナリーオプションといった副業サイトの広告を見ていたら、投資すれば毎月10万円もらえるというサービスがあった。業者と連絡を取り、登録料として10万5千円をクレジットカードで決済した。すると「投資する人を業者へ紹介する代理店契約を結ばないか」と誘われて、さらに契約料60万円をカードで決済した。しかし聞いていた話と違い、全くもうからない。不審に思い業者と連絡を取ろうとしたが、電話がつながらない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

「勝率100%」「必ずもうかる」といった文句は悪質商法の常とう手段です。安易に信用するのはやめましょう。解約・返金を求めても業者と連絡が取れなければ、支払ったお金を取り戻すことは大変困難です。

トラブルが起きたら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費生活センターが業者との交渉をサポートできる場合があります。 消費者ホットライン 188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ=アイネス 097・534・0999)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebookに登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.162 2017.10.12 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

還付金詐欺に注意 不審に思ったらすぐ相談を

還付金詐欺に関する相談が急増しています。市町村などの職員や銀行員を装い、携帯電話で話しながら、現金自動預払機(ATM)を操作させて振り込ませるというのが典型的な手口です。注意してください。だまされているかもしれない人を見掛けたら、声を掛けてください。

《事例》

市役所の職員を名乗る男性から「過去3年間の医療費の還付金がある。青い封筒に入った書類が届いているはずだ」と電話があった。受け取った覚えがないと伝えると、「きのうで書類の返送期限が切れたが、本日中に直接手続きをすれば間に合う。銀行員に直接連絡させる」と言った。その後、銀行員を名乗る女性から電話があり、近くのスーパーにあるATMで待ち合わせることになった。しかし銀行員は現れず、「急用ができた。電話で操作方法を教えるので、その通りに操作してほしい」と再び電話がかかった。言われた通りに操作していると、いつの間にか他の口座へ振り込むことになってしまい、預金額全てをだまし取られてしまった。

【アドバイス】

医療費などの還付金がATMで払い戻されることはありません。年金の未払い金について も同様です。

還付金詐欺の場合、ATMの稼働時間に合わせた午前10時から午後3時までに電話がかかり、係員のいないスーパーなどのATMを指定することが多いです。「まさか自分はだまされないだろう」と思わず、電話がかかったら詐欺を疑ってください。録音機能などの付いた電話機を利用することも有効です。普段ATMを利用しない人は、あらかじめ振り込み限度額を低く設定しておきましょう。

不審に思ったら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン 188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ=アイネス 097・534・0999)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.163 2017.11.13 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

「大分の民よ!振り込むな、振り払うのだ!!」詐欺被害防止動画配信中!

大分県では、架空請求や還付金詐欺といった特殊詐欺被害の減少に取り組んでいます。幅 広い世代の方に詐欺の手口を知っていただくため、悪魔を名乗るタレントのデーモン閣下が 出演する詐欺被害防止広報用 CM と動画を制作しました。デーモン閣下が詐欺の手口を解説 し、迫力満点に県民へ呼びかけています。ぜひご覧ください。

大分県警詐欺 CM「大分の民よ!振り込むな、振り払うのだ!!」 https://www.youtube.com/watch?v=PnvMU9yeVgw

YouTube:大分県警察公式チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCXgB2Mfl6FYkx0kWomBd2pA

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

・ 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.164 2017.11.17 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

「地域消費者フォーラム」in 杵築

県では啓発活動の一環として、大分県消費者団体連絡協議会と共に、毎年各地域で 『地域消費者フォーラム』を開催しております。

今年度は、下記のとおり開催いたします。

どなたでも参加できる大会となっております。皆様のお越しをお待ちしております。

日 時 平成29年11月22日(水) 10:00~12:00

場 所 杵築市山香町大字野原1010-2(杵築市山香庁舎3F多目的ホール)

主催、大分県・大分県消費者団体連絡協議会

内 容 口演:「笑って元気~あなたのまわりはサギだらけ~」矢野大和・柳屋花ん謝

公演:「特殊詐欺被害防止寸劇」杵築日出警察署 双城劇団

矢野大和の笑って元気!!

http://yanotaiwa.com/profile/

一般社団法人落語協会(柳家花ん謝)

http://rakugo-kyokai.jp/variety-entertainer/member_detail.php?uid=224

配信について

平成 29 年 11 月 15 日現在で変更等ご連絡があった方へ対応しております。もし変更されていないという方は、大変申し訳ありませんが再度メール【<u>iness.csm@pref.oita.jp</u>】もしくは電話【097-534-2038】にてご連絡ください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.165 2017.11.30 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

不要品の買い取り訪問 売る気がなければ断って

自宅などを訪問して不要品の買い取りを行う訪問購入に関するトラブルを紹介します。

《事例》

「不要品を何でも買い取る」と業者から電話があったので依頼した。衣類を準備していたが、訪れた業者は「この衣類では引き取れない。指輪やネックレスなどの貴金属は持っていないか」と言う。売る気はなかったが、半ば強引に鑑定を促され、貴金属を見せた。すると安価な値段で購入すると言い、売買契約書にサインを求められた。一度は断ったが、業者の態度が怖くてサインしてしまった。翌日、引き取られた指輪を返してほしいと業者に電話したが、「既に他の業者に売った」と返却してくれない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

訪問購入では、事前に同意を得ず、突然訪問することを禁止しています。さらに何の買い 取りが目的か、具体的に告げた上で訪問しなければなりません。

業者が「不要品」といった曖昧な表現を使った場合は注意しましょう。「衣類や食器を買い取る」などと言っても、訪問の際に貴金属を出すよう脅されることがあります。「値段が付かない」と言って売買契約書に品目を書かず、強引に貴金属を引き取るという悪質なケースもあるようです。売る気がなければ決して品物を見せず、はっきりと断ってください。「行商従業者証」の提示を求め、都道府県の公安委員会から古物営業許可を受けた業者か確認することも大切です。

訪問購入はクーリング・オフ制度が適用され、8日間は無条件で契約を解除することができます。この期間は売る契約をしていても、それを手元に置いておくことができるので、冷静に判断しましょう。

困ったことがあれば、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン 188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ=アイネス 097・534・0999)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話: 097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.166 2017.12.21 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

通信販売の特別価格商品 規約確認しっかりと

「通信販売で特別価格の商品を一つ注文したら、定期購入を申し込んだことになっていた」 という相談が急増しています。

《事例》

スマートフォンでアプリを利用していたら、「お試し100円モニター」という広告が表示された。タップすると、チャット形式の画面に「100円でダイエット食品が購入できる」といったメッセージが出たので、氏名、住所、支払い方法などを入力して注文した。商品は届いたが、続けて同じものが届き、9980円という高額な請求書が同封されていた。驚いて業者に電話したが、つながらない。注文時の確認メールを見返すと、「定期購入」「2回目以降は9980円」という表示があったが、長い文章の終わりの方にあったため気が付かなかった。2回目の商品を返品し、定期購入を解約したい。

【アドバイス】

通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。業者の規約に沿った対応が求められ、一方的に解約することは困難です。

注文時に購入回数などが表示されていれば、それに気付かなかったことを理由に解約するのは難しいでしょう。注文するときは、内容をよく確認してください。ただし購入回数の表示が全くなかったり、請求金額が表示と違っていたりするときなどは、業者と交渉できる場合があります。最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン 188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ=アイネス 097・534・0999)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

・ 相談電話: 097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.167 2017.12.28 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

「防犯紙芝居」還付金詐欺編」詐欺被害防止動画配信中!

還付金詐欺といった特殊詐欺被害を減少させるため、手口を紹介する紙芝居風の動画を制作しました。アイネス職員も声優として参加しております。ぜひご覧ください。

孫に車を買ってあげるためにコツコツ貯金をしていたマル田まる子さん。ある日「医療費の払戻しがあるから ATM へ行ってください」という電話がかかってきて...

【大分県警】防犯紙芝居 還付金詐欺編~マル田まる子さんの場合~ https://www.youtube.com/watch?v=YM1c1Q2bTvY

YouTube:大分県警察公式チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCXqB2Mfl6FYkx0kWomBd2pA

ATM で還付金の払戻しをすることはありません。不審な電話がかかってきた場合は消費者ホットライン「188」へご相談ください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.168 2018.1.4 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

SMS を使った、ヤフー株式会社をかたる架空請求

消費者庁より下記のとおり注意喚起が行われておりますので、ご注意ください。

【概要】

平成 29 年 1 月以降、スマートフォンや携帯電話に、「未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続に移ります。ヤフー。」などと記載した S M S (ショートメッセージサービス)を送信するとともに、S M S に記載された電話番号に連絡してきた消費者に「お客様は 1 年間のヤフーのご利用にあたって、料金を 万円滞納されています。」、「支払方法はお近くのコンビニエンスストアでギフトカードを買って、そのギフト券番号を教えてください。」などと告げ、インターネットサイトの有料サービス等の未納料金名目で金銭を支払わせようとする架空請求に係る相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「ヤフー株式会社をかたる事業者」との取引において、 消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(消費者を欺き、又は威迫して困惑させること)を確認したため、消費者庁は、消費者安全法に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

なりすましに使われた事業者名称等

SMSには、ヤフー、ヤフーサポートセンター、ヤフージャパン、ヤフーカスタマーセンターなどと記載されており、いずれも名称に「ヤフー」が含まれています。

ヤフーをかたる事業者は、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「ヤフー」や「ヤフー」といった名称を告げていますが、SMSには電話番号以外に社名等の発信者情報は記載されていないことなどから、所在や事業内容等の詳細は不明です。

【アドバイス】

ヤフーの名前を使用する、「本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」といったSMSは詐欺の手口です。また、ギフト券を購入してその番号を連絡しろというのは典型的な詐欺の手口です。絶対に応じないようにしましょう。事業者からの請求に一度でも応じてしまうと、それ以降も、金銭の支払を請求されるおそれがあります。SMSは、不特定多数の電話番号に直接送信することができるため、詐欺の手口として利用されるケースが数多くあります。「SMS」、「未納」、「ギフト券」といった手法や文言が揃っていたら、それは詐欺であることを疑いましょう。詐欺的な行為を行う事業者が、ヤフーに限らず、実在する有名企業の名をかたる場合があります。

詳細につきましては、下記消費者庁ホームページからご確認ください。

SMSを用いて未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー株式会社をかたる架空請求」に関する注意喚起

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/index.html#

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.169 2018.1.9 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

駐車場の料金表示に注意 数万円請求も

消費者庁より下記のとおり注意喚起が行われておりますので、ご注意ください。

【概要】

時間貸し駐車場のトラブルで多いものは、「最大料金」表示とその適用条件、特に繰り返し適用の有無に関するものです。時間貸し駐車場の料金表示における「最大料金」とは、多くの場合、「24時間」、「夜間」などの、各事業者が設定する時間帯における料金の最高額を指すものです。そして、この最大料金の適用は、数日にわたって利用した際に、特段の制約はなく繰り返し適用される場合と、利用を開始した初回にのみ適用される場合とがあります。最大料金が表示されている場合であっても、「初回にのみ適用されます」などの注意書きが料金表示において明記されている場合は、最大料金の適用は1回限りで、その後は通常料金が加算されるものであることを理解しておく必要があります。また、上記のような注意書きがない場合も、最大料金の適用は1回限りで、その後は通常の料金が加算される場合があり得ることに注意が必要です。

【アドバイス】

時間貸し駐車場を利用する際には、最大料金の適用条件をよく確認することが必要です。例えば、「24時間最大1,000円 1時間200円」といった表示があったとき、24時間を経過した後、最大料金が適用されない場合があることを想定しておく必要があります。「24時間最大1,000円 1時間200円」の駐車場に48時間駐車した場合、最大料金が繰り返し適用されれば2,000円の駐車料金となりますが、最大料金が初回のみ適用される場合は5,800円の駐車料金となります。また、最大料金が適用される期間として平日や休日といった特定の日付が定められている場合や、入庫時間が定められている場合があります。最大料金の適用条件を確認し、よく分からないときには、看板等に記載されている駐車場の連絡先に問い合わせてみるようにしてください。

詳細につきましては、下記消費者庁ホームページからご確認ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_171225_0001.pdf

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています! Facebookに登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

・ 相談電話: 097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.170 2018.1.11 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

ブライダル関連トラブル 110番 13日から

全国消費生活相談員協会が1月13日(土)から2月4日(日)までの土曜日・日曜日に「ブライダル関連トラブル110番」を全国で実施します。

結婚式場の予約などを巡るトラブルに関する相談が多く寄せられています。トラブルに遭った人に対応策をアドバイスするとともに、どのような勧誘やトラブルが起きているのか実態を把握するため、下記の日時にて受付を行います。

【相談事例】 ブライダルフェアで長時間説明され、断りきれずに申込金を支払ったが、解 約したい

> 外注のカメラマンを雇うことが禁止されていることを契約後に知ったが、契 約書にも記載がなく業者に不信感をもったため、解約したい

開催場所 全国3ヶ所(本協会事務所所在地の札幌、東京、大阪)

開催場所により受付日時が異なりますが、日時と電話番号を確認いただき、ご都合の良い 支部に電話をかけていただきますようにお願いします。

○本部事務所 (土曜日・日曜日 10:00~16:00) 03-5614-0189 実施日:1月13日・14日 1月20日・21日 1月27日・28日 2月3日・4日

○関西事務所 (日曜日のみ 10:00~16:00)2月4日1月14日 1月21日 1月28日 2月4日

○北海道事務所(土曜日のみ 13:00~16:00) 0 1 1 - 6 1 2 - 7 5 1 8

実施日:1月13日 1月20日 1月27日 2月3日

詳細につきましては、下記全国消費生活相談員協会ホームページからご確認ください。

http://www.zenso.or.jp/information/news/3894.html

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口

メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話: 097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.171 2018.1.23 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

海外の通販サイト 購入前、情報確認して

インターネットを利用した通信販売が一般的になり、海外の業者にも簡単に申し込むことができるようになりました。しかし、「商品が届かない」「届いたが予想したものと違う」といった相談が寄せられています。

【事例】スマートフォンでインターネットや会員制交流サイト(SNS)を見ていたら、 欲しかったブランドの服をとても安く販売している通販サイトを見つけた。サイトの日本語の表記が少しおかしかったが、3万円の商品を注文し、クレジットカードで支払うことにした。商品は1週間ほどで届くと返信があったのに、2週間たっても届かない。業者に連絡しようとしたがサイトに電話番号の表示がなく、メールで「注文した商品が届かない」と再三伝えたが返信がない。どうしたらよいか。

【アドバイス】通信販売にはクーリング・オフが適用されず、返品などについては業者の 規約に沿った対応となるため、注意が必要です。海外の業者の場合、不良品などのトラブル があっても交渉できないことがあります。事前に業者の情報をしっかり確認し、不審な通販 サイトを利用するのは控えましょう。

海外から発送された商品が模倣品であれば、税関で差し止められたり、購入者が法律違反に問われたりする恐れがあります。注意してください。詐欺だと考えられるときは、使用したクレジットカード会社に連絡しましょう。

不安に感じたら、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン 188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

<mark>メルマガバックナンバー</mark>(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

アイネス消費生活情報 No.172 2018.1.30 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

巣立ち教育出前講座のご案内

県と金融広報委員会では、これから社会に巣立つ若い世代に向けて、生活・金融に関する正しい知識や情報を習得することによって、消費者被害にあわないよう様々な消費者・金融教育に取り組んでいます。毎年、特に高校3年生に向けて「巣立ち教育出前講座」を行っているところです。本年度も10講座ほど申し込みがあり、各高校や支援学校で講座を実施しています。

高校3年生の方はご多忙かと思いますが、ぜひ卒業前に身につけていただきたい知識です。授業以外でも、高校3年生を対象とした研修等でご活用ください。ご家族やご友人で高校3年生の方がいらっしゃればぜひお申し込みくださいませ。

【テーマの一例】

- ・契約はいつ成立するか?
- ・クーリングオフってどんな仕組み?
- ・インターネット通販やオンラインゲームの課金
- ・ワンクリック詐欺等の悪質商法について

講座にかかる講師派遣料、出張費等は無料です。 場所の確保及び場所代のみご負担願います。

申し込みについて詳しくは下記をご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/syouhikyoiku.html

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp

メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

Facebook に登録していなくても、見ることができます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 188 》

大分県の消費生活相談窓口 メールやファックスでは受付しておりません。

消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

· 相談電話: 097-534-0999

消費生活特別相談

・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

· 相談電話:097-534-0999

食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

· 相談電話:097-536-5000

メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)